

初鹿通信

第 129 号

平成 29 年 9 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）
〒400-0043
山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号
T E L 055-220-6885
F A X 055-220-6887
U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

育児・介護休業法改正のお知らせ

平成 29 年 10 月 1 日から育児・介護休業法が一部改正となります。

①保育所に入れない場合など、2歳まで育児休業が取得可能に

子が 1 歳 6 か月に達する時点で、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合、保育所等に入れないなどの理由により、**2歳に達する日まで育児休業を延長**することができます。また、育児休業給付金の給付期間も延長した場合は、2歳までとなります。育児休業期間の 2 歳までの延長は、確認書類を準備し、**育児休業給付金の受給期間延長の手続きを行う必要**がありますのでご注意ください。

②妊娠・出産予定の従業員等に育児休業制度など個別周知の努力義務の創設

事業主は従業員またはその配偶者が妊娠・出産したこと、又は従業員が対象家族の介護をしていることなどを知ったときに、**関連する育児・介護休業等の制度を個別に周知するための措置**を講じる努力をしなければなりません。

③育児目的休暇制度の努力義務の創設

未就学児を育てながら働く従業員が子育てしやすいよう、**育児に関する目的で利用できる休暇制度**を設けるよう努力しなければなりません。

(例) 配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇等

育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。
(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

社会保険料の料率改定

厚生年金保険料率が**平成29年9月分（29年10月納付分）**から下記のとおり変更となります。

	～平成 29 年 8 月分	平成 29 年 9 月分～
一般被保険者の保険料率	18.182%	18.300%
坑内員・船員の保険料率	18.184%	18.300%

◎健康保険料・介護保険料は変更ありませんのでご注意ください。

◎詳しくは、窓口担当者までご連絡をお願い致します。